

広報ながさき広告枠売却仕様書

1 広告掲載ページ

「広報ながさき」にて広報広聴課が指定するページ(原則16～25ページ)。

2 広告掲載枠数

- (1) 広告掲載は、令和8年7月号から令和9年6月号まで(12月分)とする。
- (2) 広告は1月あたり10枠。1ページに1枠ずつで、ページの最下部に掲載する。

3 広告の規格

- (1) サイズ 縦37ミリ×横175ミリ
- (2) 色 墨1色
- (3) その他 広告は1枠につき1件。広告外枠ケイは、表ケイ0.1ミリ程度とする。

4 広告作成の手順や留意点等

- (1) 広告掲載にあたっては、「長崎市暴力団排除条例」(平成24年長崎市条例第59号)を遵守し、広告主から暴力団、暴力団員及び暴力団関係者を排除すること。
- (2) 暴力団等排除を目的に、長崎県警察へ市が照会を行うため、各月掲載予定の広告主について照会に必要な情報(商号や名称、所在地、代表者氏名(よみがな)、代表者の生年月日、代表者の性別)を発行月の前々月末日までに報告すること。
- (3) 広告内容などは「長崎市広告掲載要綱」及び「長崎市広告掲載基準」を遵守すること。
- (4) 広告原稿の入稿スケジュールは別紙を参照すること。原稿は、入稿日の前日(入稿日が月曜日の場合は前週の金曜日)までに広報広聴課へ提出し、承認を受けた後、入稿日までに完全版下で広報広聴課が指定する業者に入稿すること。
- (5) 広報広聴課が広報ながさきを校了するまで、責任を持って広告の校正を行うこと。
- (6) 紙面の変更により広告掲載の場所などを変更する場合がある。
- (7) 広告の掲載内容に関する一切の責任は、広告主に帰属する。
- (8) 契約金は、令和8年9月30日までに納付すること。
- (9) その他、本仕様書にない事項については、必ず広報広聴課と協議すること。

5 広報ながさきの概要

- (1) 規格 A4判 28 ページ(基本)
- (2) 紙質 微塗工紙、A判35kg、白色(白色度70%程度以下)、または、同程度のもの
- (3) 刷色 カラー
- (4) 部数 約 142,000 部(毎月発行、自治会などを通じて各世帯へ配布)